

# 經濟論叢

第十卷 第六號

---

- フランス古典経済学の系譜……………河野健二 1
- 貨幣需給の投資乗数効果に与える影響  
……………石川常雄 21
- ウィリアム・タムソンの経済思想  
……………鎌田武治 39
- 英国労働組合の機構と形態……………与田 征 55
- 經濟論叢 第七十九卷・第八十卷総目録
- 

昭和三十三年十二月

京都大學經濟學會

# 英国労働組合の機構と形態

— G. D. H. Cole: *An Introduction to Trade Unionism* —

は し が き

英国における現代労働組合運動のテキストたることを目指して書かれた「An Introduction to Trade Unionism」(初版1953年、324 pp.)に著者 G. D. H. Cole は、主として英国の労働組合を中心として広汎な視野から労働組合運動を取上げ、それらを全二二章に亘って詳細に論じている。

戦後の混乱期を脱却し今漸くその本来的軌道の上に大きく進展しようとしている我が国労働組合界の現状を顧みるとき、労働組合運動が典型的な発達を遂げたと称される英国の実態を考察することは、あながち無意義ではないであろう。特に、企業別組織形態の弱点—限界性が絶えず論ぜられ、そこからの脱皮が強く要望されているにも拘らず、その克服への道が必ずしも明らかにされていない今日、英国における労働組合の内部機構

英国労働組合の機構と形態

並びに組織形態を、その社会的・歴史的基盤との関連において把握することは極めて重要なことであると思われる。この小論は前掲書の最初の三章をこのような角度から取上げて紹介しようとするものである。

## 一

本書の第一章は、「総論と労働組合運動の諸容相」という表題からも分る如く、労働組合運動についての概観であり、そこで述べられたことは第二章以下の各章において再び詳論されている。従ってここでは「労働組合」の概念についての著者の考えを簡単に紹介するにとどめよう。

「労働組合とは、一つ或いはそれ以上の職業の労働者の団体——主として日常の仕事に関して組合員の経済的利益の保護と増進とを目的として運営される団体である」(一三頁)。勿論こ

與 田 柁

の目的がその唯一の目的である必要はない。実際、労働組合はこの目的以外の種々の活動をしている。「然し労働組合が如何に他の活動をしたとしても、若しその主要目的の一つが組合員の経済的利益の擁護でなければ、何人も、普通にはそれを労働組合とは考えないのである」(二三頁)。

「組合員の日常の経済的利益の保護」が不可欠の条件であることは誠に当然のことであり、我が国の労働組合運動においてこの視点が「無視」軽視されてきたことは平直に反省せられねばならないのであるが、それにしてもこのコールの規定の中には、独占資本段階以前「職業別組合的香りを濃厚に感ぜざるをえない」(この点例えば、S. & B. Webb: *The History of Trade Unionism*, 1920年跋, p. 1と比較対照された)。このことは彼の米英ソ各国の労働組合についての評価にもあらわれている。

「ソ同盟においては、労働組合は本質的には政府機関の一部である。……その主要な機能は、西欧では政府によって管理されている社会福祉手当を管理し、国民経済プランに依じて生産増大のために労働者を鼓舞しうるあらゆることを行うことである」(三一頁)と云うが、アメリカにおいては、労働組合は出来る限りの高賃金―好条件をうるために雇主や政府に圧力を加えることがその機能であるとみなされている(二二頁)。即ちアメリカの労働組合は最も労働組合らしい姿をしていると

いうわけである。これに反して、英国においては、主として労働組合に其盤を置く労働党が政権についた経験があり、そのような場合には、労働組合は政治的連繫をもつていない場合のように振舞うことは不可能である。即ち「労働党が政権についているときは、労働組合はその産業政策が政治的状態に与える影響を考慮すべく余儀なくされるのである」。更に又一九四五年以降の如き経済的不安定の時期には、「保守党政府のときでさえも、広汎な影響を考慮せずに、経済面に対してその全力を行使することは不可能である」。要するに、「英國の労働組合は、ソ同盟のそれとアメリカのそれが占めている地位の間——然しアメリカのそれにヨリ近い所——に位している」(三二頁)。

現象的觀察―表現としては誠に妙を得た説明であるが、私たちはこのコールの叙述の中に——特にソ同盟の労働組合に対する評価と戦後英國労働組合運動の国家政策への隷属を全面的に承認するかの如き叙述の中に——その歴史的・機構的理解の不充分さを見出さざるを得ないのである。

労働組合の起源の問題については、この著書では殆んど触れられておらず、ただ「正式に組織された団体としての労働組合は、この自然的傾向(職業慣行)を守るために同一職場の労働者が共通の利益の保護―増進のために共同行動をとるということ——引用者)から生れた。それらは「主として特

定場所の職人の友愛クラブとして始った」(一八頁)、と述べているのみである。そしてそれはその後幾多の困難を克服して今日の如き労働組合にまで発展してきたわけであるが、「労働組合の生長とそれらに与えられた承認とは、ヨリ広汎な民主的発展過程——それは、一歩々々、全成人男女に参政権を拡張し、そして労働者階級の社会的地位を根本的に変化させたのであるが——の一部をなすものである」(二三頁)。この立言は、勿論、正しい。然し労働組合運動そのものが、デモクラシー発展の主たる原動力をなしている点を軽視したら誤りであろう。

## 二

第二章は、「労働組合行政」と題され、(一)支部、(二)工場組織及び職場組織、(三)地区組織及び地方組織、(四)執行委員会及び組合大会、(五)幹部、(六)全体としての労働組合行政、の各節より成っているが、ここでは紙数の都合上、特に最初の二節に重点を置いて紹介してゆきたいと思う。

### 一 支部 (The Branch)

「曾ては最も普通であった所の労働組合の最も単純な型は、共通の職業に従事しその共通の問題を討議する為に時折会合する労働者の小さなグループで作られていた。然しそのような労働組合は、今日英国には殆んど存在せず、それらの組合は、より広い地域を包含する組合の地方支部に交ったり、或いは単に

消滅してヨリ多くの種類の組合員をもつ組合にとつて代られた」(三五頁)。

※これらの組合は規模が非常に小さく、古い型の現代の労働組合の地方支部でさへも、これらの組合よりは大きい(三五頁)。

ところで今日の支部の規模はどうかと云えば、かなり大きい。尤も、多くの職業別組合、或いは曾て職業別組合であった組合は、今でも尚お支部を可成り小さなものに留めておこうとする傾向がある。然し大勢としては、このような傾向は今日では旧式と見做されており、大量の組合員をもつ組合や非熟練労働者を擁する新しい組合においては、このような傾向は見受けられない(三六頁)。

前述の如き労働組合発展の歴史を瞥見しただけでも判る如く、曾て支部は労働組合の運営上非常に重要な地位を占めていた。然るに今日、その重要性は次第に減少しつつある。そしてこの傾向を促がすものとして次の諸事情が考えられる(三六一—三八頁、四二頁)。

(1) 共済手当の意義の減少。特に「国民保険」実施以来それが組合活動上に占むる重要性は著しく減少した。而も共済基金が存続している場合でもその管理は組合の中央本部で行われることが多く、その裁定・支給に支部の干与する余地は著しく減少した。(2) 団体交渉の中央集権化。このことは、地方支部

が賃金や労働諸条件を決定する上に殆んど(或いは全然)干渉しないということを意味する。(3) 地区委員会ディストリクト・ユニオンの活動。団体交渉の中央集中化は支部の役割を減少させたとはいへ、一つの町にその組合の支部が一つしかない場合には、全国統ナショナル・ユニオン協約の地方的適用や履行という面で、そのような事柄に対する支部の役割はまだ程度度残されていた。然し一つの町に二つ以上の支部が存在する場合には、これらの問題は通常「地区委員会」によって取扱われ、而も地区委員会は多くの場合、組合支部とよりも寧ろ特定企業ファクトリー・ユニオンの「職場世話役」や「工場代表者」と連繋をとってその機能を遂行してゆくようになった。(4) 支部が居住地単位ではなく職場単位に設置されている場合には、勿論前述の如き事情は生じない。然しその代り、この場合には支部の社交クラブとしての機能は減少する。(5) 支部数が増加したために、すべての支部が必ずしもその支部員を全国大会や地区委員会に代表として送ることが出来なくなった。(6) 職場における合同協議機関ジョイント・ユニオンの発達やその他の職場組織の形成。

次に支部会合並びに組合デモクラシーについて。  
 一般に「支部の会合は活気のないものであり出席者は少い」(三九頁)。そして組合員は活動的な少数者と非活動的な多数者とに分けられる。前者は主として組合の役員オフィサーの地位を保っている者や保とうと欲している者から成っており、この活動的の中核から職場世話役等が生れてくる。というのは組合運動の中で

大きい影響をもつ地位に上ろうとする大多数の者は、支部の活動から始めるからである(三九頁)。労働組合活動が、あらゆる意味に於いて、理想的な形で行われていると想像され勝ちな英國に於いてさへも、下部組合員の活動状況は、どうやら、日本のそれと殆んど同一のようである。では、その原因は？  
 そしてその組合デモクラシーとの関係は？ コール自身の説明を聞いてみよう。

「組合員の大多数は支部会合に時々出席する者と全然出席しない者とに分れる。後者と組合との接触は全く組合費徴収者、代議員、職場世話役を通じてなされる。時には、特定の問題を討議するために工場内に於て行われる両者の接触は實際非常に稀薄なものである……この広汎な無関心の存在は驚くべきことではない。というのは組合員数が遙かに少数で、交渉が主として地方単位で行われた時代には、労働組合に加入する者は彼らの運命を改善しようとする積極の希望を以て加入したのであるが、今日ではその様な労働諸条件改善上において支部の果す役割は既述の如く大いに減少したからである」(四〇頁)。「かくて労働組合支部、従つて又一般的には労働組合そのものも……活動的な少数者によって運営されている」わけであるが、このことは「非民主的」と云うべきであらうか？ 然らず、とコールは答える、「労働組合においては、他のタイプの

団体の場合におけると同様に、デモクラシーというものは、若し欲するならば積極的に参加するチャンスが各組合員に与えられているところにこそ存しているのである」から。

要約―支部活動と組合デモクラシー。

要するに支部は、最早団体交渉に關しては以前持っていたような重要な意義を喪失してしまつた。では、それは今日の労働組合運動に於いて如何なる役割を果しているのか？ コールは次の如く説く。即ち支部は曾ての重要性を喪失したとはいへ、今なお、労働組合構造の本質的部分としてとどまつている。その重要性はむしろ、より高次の労働組合行政がその上にうち建てられる所の基礎単位として組合の内部構造に占めるその地位に存している。若し支部が十分な数の組合員を組合問題に積極的に惹きつけ得ないならば、労働組合デモクラシーはその根底を腐蝕することによつて脅かされるであらう。そして官僚主義が横行することによつて脅かされるであらう。労働組合デモクラシーの問題は、地方単位―支部や職場組織―と全体としての組合の指導機關との間の協力關係を支えることである。このことは總ての組合員、或いはその大多数さへもが、組合問題に積極的であることを必要としない。然し充分な数の活動的組合員が、少数の役員や委員を目標して幾らかの健全な競争をなし、そして組合が、本部と所謂平組合員との闘争場となつたり、組合を自己目的のために操る部外者の道具となつたりしないように保護せねばならぬ

英国労働組合の機構と形態

い。今日、多くの組合において、活動的の中核が少いためにこれらの条件は満されてない。又、支部活動が殆んどなされてないために、組合員の興味をひきおこし彼らの参加を確保してないということも否定出来ない事實である(四三頁)、と。

簡単に云えば、支部は、曾ての如き意味に於いては、その重要性を喪失してきたのであるが、労働組合という組織体のデモクラシーの性格を支える基礎として、それは、今日なお、重要な存在意義を有している、とコールは主張するのである。尤も、現実には、それに必要な諸条件が満されておらず、支部活動が不活躍なために、組合デモクラシーが充分に確保されているとは云いえないのであるが、このことは、組合デモクラシーそのものが、機構的に破壊されていることを意味するものではない、というわけである。

然し、問題は、単に組合デモクラシーが機構的に破壊されているか否かではなくて、それが現実に確保されているか否か、ということではなければならない。コール自から認めているように、若しそれが充分に確保されていないとすれば、その原因を明らかにすることこそ重要な課題でなければならぬ。而もこの場合、その原因は、機構的に究明せらるべきである。彼は、このことを明確に意識してはいないようである。然し彼が、「居住別の支部は廢れているのではないか、又、職場に直接基礎を置いた組合グループに、より、大きな地位を与えるべきでは

第八十卷 七〇一

第六号

五九

ないか、ということが考慮される必要がある」(四三頁)と述べて、職場単位の組合活動の重要性を指摘しているのは、恐らく、この問題を完全には看過していない証拠である、と云つてよいだろう。即ち、コールは、現在の支部活動の不十分さ(従つて組合デモクラシーの不完全さ)は、職場単位の諸機関の活動に、より大きな重点を置くようにすることによって、克服出来ると考えているようである。ではこの「職場に直接基礎を置いた組合グループ」の活動状態はどうなっているのだろうか？次にこれを見てみよう。

## II 工場組織及び職場組織 (Works And Workshop Organisation)

英國においては労働組合が主として職業別組合として発達してきた関係上、我が国の場合とは全く異り、一つの工場―職場の労働者は夫々の職種に応じて別々の労働組合に属していることが多い。更にその職場には「一般労働」組合の組合員も雇傭されていることが屢々である。かかる場合には、一般労働組合と他の組合との間に―或いは、一般労働組合でない他の組合相互間においてさへも―重複が生ずることとなる。従つて、職場段階における組合活動が包括的であるためには、これらの沢山の組合が協力せねばならないこととなる(四四頁)。そしてこの様な複雑な労働組合の構造は、当然、職場における組合の組織や団体交渉に反作用を及ぼす。最も複雑な労働組合

の構造を有する機械業<sup>\*</sup>において、職場組織―職場世話役が最も著しい発達を遂げてきたという事実を想起すれば、このことは理解出来よう(五一頁)。

※例えば、建築業、印刷業、木棉工業などにおいては、部門別労働組合が当該産業の労働者を分け合っているために、熟練職種間の重複は非常に少い。然るに機械工業においては、これら三産業とは著しく異つた構造の労働組合が存在している。というのは、もともと「機械業」というものは、「建築業」などの如く単一の産業であるというよりも、金属製作産業から造船、自動車・航空機製造産業にまで延るところの諸産業のグループであり、その範囲が極めて不明確だからである。従つて、船舶機関や造船、自動車・航空機製造工業の機械部門の労働者は、一部は機械工の組合に、一部は別個の独自の組合に組織され、ために非常に交錯した様相を呈しており、更にこれらの諸組合は、活動分野を明確に限定しておらず、絶えず組合員獲得の競争をなしている(四二―五一頁)。

職場組織として最も重要な職場世話役は、もともと「雇傭熟練労働者を組合に加入させ、その組合費を規則正しく支払わせようとする」ことを任務とし、職業別組合の非常に小さな機能として「第一次大戦前からはじまったのである」(五一頁)。然しその後の産業の発展―独占化、第一次大戦中の職業慣習の停

止<sup>ストライク</sup>労働の稀釈化、強制仲裁制の実施、航空機工業の発達、三〇年代の再軍備の発展、更には第二次大戦中における合同生産委員会の発達、等々の諸要因は、職場世話役の地位を益々重要なものたらしめたのである(五一—三頁)。然しそれが大規模な発展を遂げたのは第二次大戦中——特に四〇年後——においてである。終戦時までには、それは、機械工業並びに類似産業において、——更には沢山の他の産業においても——極めて広汎に拡がっていたのであり(五三頁)、この状態が今日においても続いている。

ところで、職場世話役制度を進展せしめた直接の原因は、上述の諸要因に求めるべきではあるが、更にその基底には次の二要因が横わっていると考えるべきであろう。第一。大多數の組合の支部が職場単位ではなく居住単位に設置されていること(本稿五九頁参照)。第二。労働協約の全目的(全組合的)統一化が一般的になってきたということ。

このような一般的労働協約は、統一協約として全国的(全組合的)規模で決定されるにも拘らず、「多くの職場(特に大量生産工場)における実際の労働諸条件は、この統一労働協約のみならず、その個々の職場において用いられる特定の方法に関する特別協定に益々多く依存するようになって、工場—職場—階での交渉へ従って職場世話役の活動」

は高い重要性をもつこととなったのである。「然しこのことは一般的賃金率や労働諸条件を決定するのに、より広い形での交渉(即ち全国的(全組合的)交渉)の必要を排除するものではなく、地区役員や労働組合「本部」の委員は、被傭者を代表し・全体としての労働組合と有機的に結びついた・強力な組織的機関の助けを藉らなければ、各職場において発生した問題と取組めないということを意味するものである」(五五頁)。

### Ⅲ 地区組織及び地域組織 (District And Regional Organisation)

既述の如く一つの町(地区)に一つ以上の支部をもっている場合には、通常、地区委員会が作られるが、若干の組合では地方協議会が作られることもあり、更に又この両者を併せ作ることもある。そしてこれらの委員会に与えられる権限、従ってその性格——特にその自主性——は、組合によって非常に異っており、この差違は主として当該産業構造の性格や組合の発展過程の相違に基因している。即ち現存の全国的組合が、数個の地方的組合を基礎として形成されたような場合には、地方組織の手には今なおかなりの自主性が残されているが、之に反して当該組合が最初から全国的基盤の上に発展したり、全国的組合の混同(合同)によって形成されたような場合には、地方組織には非常に小さな自主性しか与えられていない(五六—八頁)。

※例えば、鉄道業と建築業とを比較せよ。建築業の組合の地



方支部が、鉄道業のそれよりもより大きな自主性をもって  
いるのは、両産業の構造の相違に由来すると云えよう。

IV 以上簡単に最初の二節を紹介したわけであるが、最後に組合運動の弱点として著者が指摘するところをみてみよう。「労働組合運動の最大の弱点は、青年労働者に対する受入れ体制が比較的欠如している点にある。彼らは通常組合問題に興味を抱く機会を殆んど与えられていない。実際、今日では若干の組合は徒弟のため団体交渉を行っている……そして青年組合員を労働組合或いは労働問題について教育する企ては殆んどなされていない。又、彼らにリクリエーションやクラブ生活の機会を与える試みも殆んどなされていない。多くの労働組合は精神的には老人であり、若い者のやり方に容易には応じない」(七五頁)。

### 三

第三章は「労働組合の型」と題され、所謂「型」を論じた第一節と合同・連合を論じた第二節とより成っている。

所謂労働組合の「型」を論ずる場合、我々は普通、資本の集中・集積―独占化という資本の運動法則―資本制生産の発展法則が、労働組合組織に如何なる影響―変化を与えざるを得ないかを考察する。この場合、やや図式的ではあるが、産業資本段階、独占資本段階の夫々に対応するものとして職業別組合、産

業別組合という組織形態を原則的に想定する。(勿論、現実には更に国家権力の問題、階級闘争の条件が視点に入らなければならぬ。)

ところで、コールは必ずしも斯かる全機構的理解の上に立て「型」を論じてはいない。彼の主要関心は、機械化の発展のもたらした労働事情の変化が従来の職業別組合にどのような変化を与えたか、を実証的―現実的にはあるが又極めて技術的問題として、分析することである。そして完全な産業別組合の組織が技術的に非常に困難であり、現実の組合は職業別組合の性格と産業別組合としての性格とを併せ持ったものとならざるを得ないと結論する。

以下簡単にコールの論旨をたどつてみよう。

周知の如く初期の職業別組合運動は主として徒弟制度にその存立の基盤をもち、これら職業別組合の最も重要な機能は、徒弟の数を制限することによりその組合員―熟練職人の特権的利益を擁護することにあつた(七七頁)。然るに機械―就中動力機―の採用―近代的工場の発展は、徒弟制度に大きな影響を与え、徒弟の数を制限することは非常に困難となり、組合の関心はむしろ徒弟の労働条件を規制することに向けられた(七七頁)。更に又徒弟と徒弟でない者との区別も非常に不明確なものとなった。

※この影響は、産業によりやや異っている。即ち織布業にお

いては徒弟制は全く消滅せしめられたが、建築業においては、それはそのまま存続した。更に又、機械工、鍛鉄工、鑄造製缶工等のように独自の徒弟制度を導入した新しい職種も若干存在した(七六一七頁)。このような差異は、当然夫々の組合のその後の組織形態に重要な影響を与えるものと考えられるのだが、コールは何故かこれらの点に就いては積極的に分析していない。なお、コールは今日職業別組合の残存しているものとして次の諸産業を挙げている。印刷業、建築業、機械工業、金屬製作業、纖維業の熟練職種の種々のグループ、等々(七七七八頁)。

※※印刷業の職業別組合や金屬製作業、機械工業の小規模な諸組合においてはこの機能は、なお残っている(七七頁)。機械化の発展に伴うこのような諸条件の変化に直面して、多くの職業別組合は、職場内のすべての労働者即ち非熟練労働者の組織化を開始せざるをえなかった。然し熟練労働者の組合が、旧特権の保持と非熟練労働者への門戸開放とを両立させることは著しく困難なことであり、かくして「多くの産業において、極めて排他的にして、非熟練労働者の不満や要求に對して無関心な(否それらに敵対的でさへあったところの)職業別組合の一つのタイプが生長してきたのである」(七一八九頁)。

※かかる典型的な職業別組合は、建築業、機械業、造船業、製鋼業、炭坑(一部地方)等で、主として十九世紀第三・

英國労働組合の機構と形態

四半期において最盛を極めた(七九頁)。

そして職業別組合のかかる排他的性格こそ、一八八九年の後に労働組合運動が非熟練労働者の間に拡がり始めたとき、既存の組合が進出することなく、新組合——一般労働組合がその要望を満すべく発生し、各産業における熟練労働者と非熟練労働者とが単一の組合に融合しなかつたという事実の根本的原因をなすものである(七九頁)。

「一般労働組合の出現は、技術的変革の進展の諸結果と共に、職業別組合をして、非熟練労働者との不和・分裂の危険を自覚せしめ、彼らにランクを開放することを決意せしむるに至った。第一次大戦後(一九二〇年)、本質的には熟練職人の組合であった合同機械工組合(A・S・E)が、熟練・非熟練を問わずすべての労働者に門戸を開放した合同機械労働者組合(A・E・U)に発展的改組を断行したことはその典型的事例である。かくして、「職業別組合でもなく、産業別組織が原則に基く組合でもない組合が生じたのである」(八一頁)。ではこの両變動物的組合は果して何れの方角を目指しているのか、更にそれは労働組合運動——階級闘争に如何なる反作用を及ぼすのであろうか? これらの疑問に就いて著者は問題を提起することさへせず、ただそれが完全な産業別組合となるためには幾多の越え難き難関が存在するということを具体的に——組織技術的に説くのみである。

※多くの場合、A・E・Uは機械産業以外の産業に雇われている熟練機械工のために団体交渉をなし、そして、これらの他産業の会社は、屢々、機械産業の標準的賃金を支払うことに同意している。斯くしてA・E・Uのような組合は、実際においては職業別組合であると共に産業別組合である。即ち機械産業に対しては産業別組合であり、機械工一般——というのは各種の産業に雇われている機械工たち——にとっては、職業別組合である(八七頁)。

※※産業別組合(Union by industry)とは、広義には単一雇主によって雇われた労働者が等級や熟練度の差異を問わず単一組織に統一することを意味するが、厳密には次の二つの形態に分ちうる。

- (1) 同一産業の労働者がすべて単一の組合に加入する形態。(本書の叙述において、コールが産業別組合という場合は、この形態の組合を指している。)

- (2) すべての職業のすべての労働者が単一組合『One Big Union』に加入する形態(屢々『Industrial Unionism』と呼ばれる)。この形態は十九世紀前半の『General Union』への企ての中にその萌芽をもち、最近の例としては米国の労働騎士団がある。この形の産業別組合の本質はその革命的性格に存する。然し近頃では、労働者の組織がはじまったばかりの少数の後進

国を除けば、この『One Big Union』ということは殆んど聞かれない(八二―三頁)。  
完全な産業別組合という組織形態の実現が、非常に困難であることを、著者は機械工業の組合を例にとって次の如く説明する。

先ず、産業の概念―規定についての一致が困難である。例えば典型的機械工場をとってみると、そこには、沢山の金屬関係の職種の熟練職人、非金屬関係の職種の熟練職人、非熟練労働者、重労働従事者、製図工や透写工、更には事務員やタイピストの如き非筋肉労働者等々、実に夥しい職種の労働者が働いている。従って完全な産業別組合を作るためには、これらすべての労働者を含まねばならないであろう。然しそうするためには、実に沢山の現存労働組合を撃退せねばならず(八五―六頁)、このことは殆んど不可能なことである。従って完全な産業別組合と称せられうる規模に到達することは不可能である。

次に、これとは対照的なことであるが、機械業の労働組合、例えばA・E・Uは、他の産業で働いている熟練機械工(船舶機関工や鋸山機械工やB・B・Cの機械工等々)の組織化―獲得を諦めようとはしないため(八六頁)、この意味ではA・E・Uは、完全な産業別組合本来の枠以上の規模にふくれ上っていると言わねばならないこととなる。

更に又、前掲例の典型的機械工場が英国鉄道公社(或いは

郵政省)に属している場合には、それは機械産業に含まるべきかそれとも鉄道産業(又は通信産業)に含まるべきか、という疑問が生ずる(八六頁)。

以上が、完全な産業別組合樹立に対する障壁点としてコールが指摘するところであるが、このようにみると、英國の労働組合は強力な伝統をもっているだけに、職業別組合から産業別組合への発展は、我が国の場合などよりも却って困難ではないかとの印象を与えられ、ある人は絶望の氣持にさへ襲われるかも知れない。然し、若し今後この発展の道がたどられるとすれば、それは、先ずこれらの技術的障壁が偶々克服された結果としてそうなるのではなく、反対に、益々階級的基盤に立脚しようとする労働者階級の統一的闘争への要求と情熱とが、これらのあらゆる技術的障壁を踏み越えて進展する結果であらう。――過去の労働組合運動の歴史がそうであったように。

### む す び

以上、極めて粗雑にはあるが、『労働組合論序説』のうち、労働組合の機構と形態とに関する主要論点を紹介した。この著作は、要するに、労働組合運動を包括的に取扱ったものとして、頗る秀れたものであり、この意味で、われわれは、本書を、ウェットプ夫妻の『産業民主制論』(Industrial Democracy)の現代的縮小版と評することが出来るであらう。ただ遺憾なこ

英国労働組合の機構と形態

とは、労働組合運動と政治との関連の分析が極めて不十分なことである。尤も、コールは、このような主題は、本書の本来の目的とは懸け離れたものであり、それらは歴史的(又は政策的)に取扱うべきであると主張するであらう。実際、彼は他の多くの著作で、この主題をそのような視点から取扱ってきている(『英国労働運動小史』“The People's Front”“Common People”や近くは“The Case for Industrial Partnership”等々)。然し、このような問題を、まさに本書の如き本格的組合論に於いて、理論的に取扱って、くれることを強く望むのは、恐らくわたくし一人ではないであらう。

### 訂 正

經濟論叢 第八十卷第五号(昭和三十二年十一月)  
「アメリカ労働政策史の一齣」

六五頁 誤 労働はもはや弱者であり、労資の交渉力を均等するには……………

正 労働はもはや強者であり、労資の交渉力を均等化するには……………